

夏期の節電啓発について

平成24年6月22日
電力需給に関する検討会合
エネルギー・環境会議

I 啓発活動に当たっての基本的考え方

今夏に見込まれる厳しい電力需給状況に対しては、大口需要家、小口需要家、家庭といった各需要家の最大限の理解と協力を得ることが不可欠であり、下記の点に留意して啓発活動を行っていくこととする。

(節電の普及啓発)

各需要家の理解と協力を得て、社会全体として効果的なピークカットを行うため、節電に関する正しい知識（必要性・目標・期間・時間・内容等）と理解の普及啓発に努める。

(分かりやすい説明とフィードバック)

需要家の積極的な取り組みを促すよう、個々の節電取組とその効果を分かりやすく提示するとともに、節電取組の成果を目に見える形で示すことにより動機付けを図るよう努める。

(経済・社会活動や健康への配慮)

需要家が一定の負担を等しく分担しつつ節電に取り組むことが求められる一方、経済活動、社会活動への負の影響を可能な限り抑えるよう配慮することが重要であり、節電啓発活動に当たっては、かかる観点に十分に留意する。

また、行き過ぎた節電は、熱中症等の健康被害を生じるおそれもあるため、節電啓発活動に当たっては健康への配慮等についても十分周知する。

(一過性に終わらせず継続的な省エネ活動へ)

今回の節電啓発活動は、夏期の電力需給状況の改善が一義的な目的であるが、単に短期的な取組として終わらせるのではなく、経済性の向上等にも寄与する形で省エネの継続的な実施を通じて、我が国の長期的なエネルギー需給構造の強化につなげるものとする。

(自治体との連携)

需要家に対する節電関連情報の提供においては、自治体との連携を図り、効果

的な啓発活動を推進する。

Ⅱ 具体的啓発アクション

下記取組を中心とした各種の節電啓発対策を政府として強力に進めていくこととする。

①節電広報

- 新聞、インターネットなど様々な媒体を通じて、節電の必要性や取組について広く需要家に対する呼びかけを行う。
- その際、共通ロゴや基本メッセージを準備するとともに、どのような取組がどの程度の節電につながるか、を示した分かりやすい節電対策メニューなど、広報に当たっての共通コンテンツを準備し、国民への情報提供を行う。
- 国民向けの節電関係情報の総覧的な発信の場となるポータルサイト「節電.go.jp」を運営する。また節電アプリの配布を行う。
- 節電広報の際には、あわせて、行き過ぎた節電が熱中症発生リスクを高めることや、適切な室温管理や水分補給などの予防方法等について情報提供を行う。

②電力需給の見える化や需給予想

- 電力需給状況のリアルタイムの「見える化」について即時性をより一層高めること等を通じ、国民各層の節電に向けた動機付けの徹底を図る。
- このため、電力需給状況や電力需要予想について、各電力会社から情報発信を行い、また、政府は「節電.go.jp」を始め関係府省のホームページ等で情報提供を行う。さらに、テレビ放送、公共交通機関の画面表示、携帯電話、民間WEBサイト等の民間事業者等によるこれらの情報の幅広い提供に電力会社は積極的に協力することとし、政府はこれを促す。

③節電・省エネ教育

- 全国の小学校に節電・省エネの専門家である「省エネ家電コンシェルジュ」を派遣する「省エネ出前授業」を実施する。

④節電・省エネ診断

- 工場やオフィスビル等における無料の節電・省エネ診断を行う「無料節電診断」等を実施する。
- 地方自治体や公的な組織、民間の業界団体などが参加費無料で開催する節電・省エネに関する説明会に、節電・省エネの専門家を無料で派遣する「無料講師派遣」を実施する。

⑤その他

- クールビスの徹底によりオフィス等における節電を図るとともに、旅行や外出の促進を進めることにより家庭での節電を図る。

Ⅲ 需給ひっ迫時の対応

(需給ひっ迫警報)

需要家の節電への協力にも関わらず、急激な気温変化や大型発電所の計画外停止等により、電力需給がひっ迫する可能性がある場合には、政府は、予めひっ迫が想定される特定の電力会社管内に「電力需給ひっ迫警報」を発令し、報道機関や地方公共団体等の協力を得て、緊急節電要請を行う。併せて、供給面においても、各電力会社から、ひっ迫する電力会社に対し、最大限の電力融通（東日本・中西日本間の融通を含む）の実施を要請することとする。

全国各地域（電力会社管内毎）において、緊急時の節電のためのネットワーク（政府機関（地方経済産業局等）・地方公共団体・電力会社・業界団体等）を整備する。これにより需給ひっ迫警報発令時等において機動的な節電対応を行うとともに、他電力会社管内のひっ迫時においても一層の節電を行い、ひっ迫する電力会社管内への融通可能量の拡大を目指す。

上記の対応を踏まえても、需要の見通しが一定の水準以下とならない場合、計画停電の実施を回避するための緊急避難的な措置として、民間事業者（電気通信事業者等）の協力の下、「緊急速報メール」等を特定の電力会社管内の携帯電話ユーザーに一斉に配信し、周辺の電気機器の使用を至急停止することを要請する。